

山形県文化推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな県民生活及び活力ある地域社会の実現並びに経済の活性化に寄与する事項を協議検討するため、山形県文化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県文化推進基本計画（以下「計画」という）の策定に関する事項
- (2) 計画の実施状況に関する事項
- (3) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員は、知事が委嘱する委員14人以内で構成する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任を妨げない。

(委員長及び会議)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、知事が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 6 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させ、説明または意見をきくことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、観光文化スポーツ部文化スポーツ振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年9月7日から施行する。
- 2 山形県文化振興懇談会設置要綱（平成27年3月24日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

山形県文化推進委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	役 職	備考
長 谷 川 吉 茂	株式会社山形銀行取締役会長	委員長
荒 木 志 伸	山形大学学士課程基盤教育院教授	
岩 瀬 義 和	株式会社デジコンキューブ代表取締役社長	
小 野 弘 子	小野弘子ピアノ教室主催 (元米沢市芸術文化協会副会長)	
欠 端 彩 乃	小国町地域おこし協力隊	
菊 地 和 博	東北文教大学人間科学部人間関係学科特任教授	
菊 地 純	Jun Kikuchi Graphic 代表 東北芸術工科大学講師	
北 風 加 奈	株式会社アイディア専務取締役	
金 寛 美	舟形焼わかあゆ薫風窯代表	
佐 藤 真 美	山新観光株式会社取締役	
菅 原 明 香	ナリワイALLIANCE代表	
鈴 木 義 孝	山形県芸術文化協会会長	
武 田 和 恵	社会福祉法人愛泉会 やまがたアートサポートセンター コーディネーター	
山 口 真 二	山形県生涯学習文化財団常務理事	